

「法」が規定するいじめの防止等への組織的対策(市町村の対応状況)

1 「地方いじめ防止基本方針」の策定状況(法第12条・努力義務)

総数	策定済	策定に向けて 検討中	策定するか どうかを検討中	策定しない
63	25	36	2	0

埼玉県の場合
済

2 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置状況(法第14条第1項・できる)

総数	設置済	設置に向けて 検討中	設置するか どうかを検討中	設置しない
63	23	36	3	1

埼玉県の場合
済

3 教育委員会の附属機関の設置状況(法第14条第3項・できる)

総数	設置済	設置に向けて 検討中	設置するか どうかを検討中	設置しない
63	16	41	5	1

埼玉県の場合
済

4 再調査に関する行政部局の附属機関の設置状況(法第30条第2項・できる)

総数	設置済	設置に向けて 検討中	設置するか どうかを検討中	設置しない
63	13	40	8	2

埼玉県の場合
済

5 「学校いじめ防止基本方針」の策定状況(法第13条・義務)

	総数	策定済	策定に向けて 検討中
市町村立小学校	811	811	0
市町村立中学校	419	419	0
市町村立高等学校	9	9	0
市町村立特別支援学校	4	4	0

(注)全定併置の高等学校については、それぞれで回答

6 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置状況(法第22条・義務)

	総数	設置済	設置に向けて 検討中
市町村立小学校	811	811	0
市町村立中学校	419	419	0
市町村立高等学校	9	9	0
市町村立特別支援学校	4	4	0

(注)平成26年10月1日現在の状況(「いじめ防止対策推進法を踏まえた市町村及び学校の取組状況に関する調査」から)